

# 大分県報

令和二年  
第一五二号  
十月二十七日

（火曜日）

## 目次

規則 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改

正.....一

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（四件）.....一

保安林の指定の解除.....四

道路区域の変更（二件）.....四

道路の供用開始.....四

## 規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の二中「薬剤情報を記載するための」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる」及び「薬剤情報を電磁的記録により記載するための」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

大分県告示第五百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス西大在店

大分市角子南一丁目百十九番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

東京センチュリー株式会社

代表取締役 野上 誠

東京都千代田区神田練堀町三番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 浅田 俊一

変更後 代表取締役 野上 誠

4 変更の年月日

令和二年四月一日

二 届出年月日

令和二年九月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月二十七日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新鮮市場友田店・ユニクロ日田店・エディオン日田店・ドラッグストアモリ日田友田店

日田市大字友田字森ノ木八百二番地の一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

東京センチユリー株式会社

代表取締役 野 上 誠

東京都千代田区神田練堀町三番地

株式会社日田中央木材市場

代表取締役 諫 本 憲 司

日田市大字友田二千四百六十八番地の三

株式会社エディオン

代表取締役 久 保 允 誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 東京センチユリー株式会社

代表取締役 浅 田 俊 一

東京都千代田区神田練堀町三番地

外三者

変更後 東京センチユリー株式会社

代表取締役 野 上 誠

東京都千代田区神田練堀町三番地

外三者

4 変更の年月日

令和二年四月一日外

二 届出年月日

令和二年九月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月二十七日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス佐伯女島店  
佐伯市字八町田八千九百二番地三 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

変更後 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

4 変更の年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年九月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月二十七日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス豊後高田店

豊後高田市大字高田字古浜二千二百五十二番地一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

変更後 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

4 変更の年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年九月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月二十七日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

令和二年十月二十七日

大分県報（告示）

大分県告示第五百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年十月二十七日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市香々地町字塩屋三五九五番一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

大分県告示第五百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

令和二年十月二十七日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

その関係図面は、令和二年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

豊後大野市大野町中原字  
松原八二九番二から  
豊後大野市大野町中原字  
松原八三九番二まで

豊後大野市大野町中原字  
松原八二九番二から  
豊後大野市大野町中原字  
松原八三九番二まで

後 前

B A

四六・五 二六・〇 二二二・八  
一六・五 七・〇

二〇六・二

大分県告示第六百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八八号

佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇四番一地从先から

道路の種類及び路線名	佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇四番一地从先から	佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三三三まで	区域変更前後別	後	前	敷地の幅員	二九・七 一〇・〇	二七・九 九・四	延 長	四三三・九	四二八・〇
	一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇四番一地从先から		後	前		敷地の幅員	二九・七 一〇・〇		二七・九 九・四	延 長

	県道日之影字目線  佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三 三まで 佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇一八七番二か ら 佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二一六番七ま で	令二・一〇・二七

令和二年十月二十七日

大分県報（告示）